

特定非営利活動促進法施行条例及び奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十三号

特定非営利活動促進法施行条例及び奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第一条 特定非営利活動促進法施行条例(平成十年十月奈良県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「(法第五十四条第三項の書類に限る。)」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十二条(見出しを含む。)中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第十三条中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

(奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第二条 奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例(平成二十五年三月奈良県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八号イ中「、同条第三項」を「及び同条第三項」に改め、「及び同条第四項の書類」を削る。

第十二条第二項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「、第三項の書類」を削り、同項を同条第四項とする。

第十三条第三項を削る。

第十四条中「、同条第三項」を「若しくは同条第三項」に改め、「若しくは同条第四項の書類」を削り、「三年間」を「五年間」に改める。

第十九条第二項第二号中「第十二条第五項」を「第十二条第四項」に改め、同項第四号中「又は第二項から第四項まで」を「、第二項又は第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第二条の規定による改正後の奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（以下「新条例」という。）第十二条第二項及び第十四条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第四号までに掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る第二条の規定による改正前の奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（以下「旧条例」という。）第十二条第二項第二号から第四号までに掲げる書類については、なお従前の例による。

3 新条例第十二条第三項及び第十四条の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧条例第十二条第三項の書類については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧条例第二条第一号の指定を受けている特定非営利活動法人（以下「指定特定非営利活動法人」という。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧条例第十二条第四項の書類の作成、当該指定特定非営利活動法人の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の知事への提出並びに当該書類の知事への請求に係る閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における指定特定非営利活動法人に係る旧条例第十六条、第十七条及び第十九条の規定の適用については、なお従前の例による。